

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校施設使用に当たっての新たなルールについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、学校施設の使用に当たって、これまで遵守していただいているルールに加え、新たなルールを定めました。

学校施設を使用するためには、これらのルールを遵守していただくことが前提となり、使用後において、遵守違反が発覚した場合は、次回の使用をお断りする場合がありますので、各団体の代表者のみならず、関係者の皆様に周知徹底していただくようお願いいたします。

なお、教室を使用する場合は、体育館に準じて取り扱います。

< 体育館 >

	遵守いただく事項
1	体調が優れない（体温が高い、咳が続いているなど）人は、来校しないこと。
2	運動時を除き、マスクを必ず着用すること。
3	体育館設備で使用者が触れた部分（ドアノブ、手すり、ハンドル、トイレの洗面台や蛇口など）は、撤収前に確実に消毒すること。
4	床面は、確実にモップがけし、使用者が直接触れた部分（休憩時に手を付いた場所など）は、確実に消毒すること。
5	バスケットゴールについて、使用時に触れた部分（移動式の場合はハンドル、降下式の場合は鎖）は、確実に消毒すること。
6	体育館に備え付けの用具類（ボール、ネット用ポールなど）、使用者が触れたものは、撤収前に確実に消毒し、元の格納場所へ戻すこと。
7	更衣室を使用する場合は密閉・密集・密接（いわゆる3密）を避け、使用した場合は、確実に消毒すること。
8	体育館内で飲食を行わないこと（終日使用の際における昼食及び熱中症対策用の水分補給を除く。）。
9	密閉・密集・密接（いわゆる3密）にならないよう、換気や間隔を空けるなど、注意すること。
10	競技者（プレーヤー）、指導者（監督、コーチなど）、支援者（保護者、サポーターなど）の関係者以外（観客など）は、原則として入校させないこと。
11	試合などで応援する場合は、大声を発しないこと。
12	使用者が出したゴミは、全て持ち帰ること。 特に、マスク、ティッシュペーパー、消毒時に用いたフキンなど、使用済みのものは絶対に放置しないこと。
13	夜間使用時は、最後に機械警備（セコム）設定盤を確実に消毒すること。
14	決められた使用時間を厳守するとともに、可能な限り短時間にすること。
15	立ち入り禁止されている場所には立ち入らないこと。
16	使用後は、速やかに退去すること。

※ 学校施設の消毒に必要な消毒剤（アルコール）、フキン、ゴミ袋などにつきましては、各団体の負担において準備していただきますようお願いいたします。

<校庭>

	遵守いただく事項
1	体調が優れない（体温が高い、咳が続いているなど）人は、来校しないこと。
2	運動時を除き、マスクを必ず着用すること。
3	校庭遊具は、使用しないこと。
4	昇降口付近にある水道を利用した場合は、蛇口などを確実に消毒すること。
5	校庭備え付けのトイレ、又は校舎内のトイレを使用した場合は、トイレのドアノブ、洗面台や蛇口などを、撤収前に確実に消毒すること。
6	校庭に備え付けの用具類（ボール、ゴールなど）、使用者が触れたものは、撤収前に確実に消毒し、元の格納場所へ戻すこと。
7	校庭で飲食を行わないこと（終日使用の際における昼食及び熱中症対策用の水分補給を除く。）。
8	使用者が出したゴミは、全て持ち帰ること。 特に、マスク、ティッシュペーパー、消毒時に用いたフキンなど、使用済みのものは絶対に放置しないこと。
9	密閉・密集・密接（いわゆる3密）にならないよう、競技者（プレーヤー）、指導者（監督、コーチなど）、支援者（保護者、サポーターなど）の関係者以外（観客など）は、原則として入校させないこと。
10	試合などで応援する場合は、大声を発しないこと。
11	決められた使用時間を厳守するとともに、可能な限り短時間にすること。
12	立ち入りが禁止されている場所には立ち入らないこと。
13	使用後は、速やかに退去すること。

※ 学校施設の消毒に必要な消毒剤（アルコール）、フキン、ゴミ袋などにつきましては、各団体の負担において準備していただきますようお願いいたします。

確認欄

私達は、学校施設（体育館・校庭）使用にあたって遵守すべき事項について確認しました。

令和 年 月 日

団体名

代表者

これまでにお願いしていた遵守ルールについて

1 使用上の注意

(1) 学校によっては、使用種目を制限することがあります。

※ フットサルは、全ての小中学校の体育館では使用できません。

(2) 小学校の校庭では、硬式野球及び中学生以上の軟式野球はできません。

(3) 小学校の校庭では、金具のスパイクは使用できません。

(4) 使用責任者は、使用する際必ず許可書を持参し、使用前に管理人に提示してください。

夜間の使用者は、遅くとも午後7時00分までに管理人に許可書を提示し
開錠をしてもらい、終了時には使用責任者が施設の戸締り及び機械警備を確実にセットしてから退去してください。

(5) 夜間の使用者は、使用后、学校敷地内及び周辺（校門前など）に留まらず速やかに解散し、**近隣住民に迷惑をかけない**ようにしてください。

(6) 機械警備のセットの仕方については、使用許可書提示時に管理人に確認してください。セット方法を間違えたり、セットの仕方がわからなかったりした場合は、セコム㈱（042-524-7401）に電話してください。

なお、費用請求があった場合は、使用者負担となります。

(7) 使用者は、施設使用の前後には必ず点検を行ない、異常があったときには速やかに管理人、社会教育課及び東大和市 Rond みんなの体育館に連絡してください。なお、点検を怠ると、使用後の異常が使用団体の責任となることがあります。

(8) 使用時間を守り、当日遅れる場合はすぐに学校へ連絡してください。

使用しなくなったときは、速やかに学校、東大和市 Rond みんなの体育館及び社会教育課に連絡してください。

(9) 使用後は、校庭及び体育館の整備、清掃を必ず行ってください。

(10) 校庭への車・バイクの乗り入れしないでください。また、学校周辺での路上駐車は絶対しないでください。

(11) **学校敷地内及び学校周辺道路などでは、全面禁煙です。**

(12) 火気の使用及び**飲酒、アルコール類の持込みは禁止**です。

(13) **ゴミは必ず持ち帰ってください。**

(14) 使用中に施設及び物品などを汚損・破損したときは、使用責任者は速やかに学校、社会教育課、東大和市 Rond みんなの体育館に報告してください。

(15) 学校備品を使用したときは、必ず元の位置に戻してください。

- (16) 体育館を使用する場合は、必ず各自専用の上履を持参してください。絶対に土足で入室しないでください。
- (17) **施設使用権の転貸及び譲渡は責任者の所在が不明確になるので禁止します。**もし、発見したときは、その場で使用を停止するとともに、双方に使用の禁止の処置をいたします。
- (18) 施設は、使用目的・使用場所以外では使用できません。
- (19) 使用団体が、施設に損害を与えたときは、損害賠償請求をいたします。
- (20) 施設使用中は、責任者（20歳以上）の付添いが必要です。

学校施設は、各学校のご厚意で借用させていただいております。使用の際は、注意事項を守り、また、**近隣住民から学校へ苦情が寄せられることがないように**、十分なご配慮をお願いします。

遅れるとき、使用をキャンセルするときの学校など連絡先

小学校名	電話番号	中学校名	電話番号
第一小学校	561-2321	第一中学校	561-2326
第二小学校	561-2322	第二中学校	561-2328
第三小学校	561-2323	第三中学校	564-5411
第四小学校	562-1982	第四中学校	564-8511
第五小学校	562-1981	第五中学校	561-0050
第六小学校	562-1158		
第七小学校	563-3831		
第八小学校	564-1280		
第九小学校	564-3251		
第十小学校	565-7617	東大和市ロンド みんなの体育館	566-3531
		社会教育課	563-2111